

北海道知床世界自然遺産条例の制定等について

環境生活部

I 北海道知床世界自然遺産条例について

1 趣旨

昨年7月に遺産登録10周年を迎え、これを契機に知床の価値を改めて見つめ直し、この貴重な財産をより良い形で将来の世代に引き継いでいくため、知床の保全及び適正な利用に関する基本理念、道の責務、道民・来訪者等の役割、基本的な施策等を定める。

他県の制定状況

【世界自然遺産】・・・なし<本条例は、国内初>

【世界文化遺産】・・・静岡県・山梨県（富士山）、和歌山県（紀伊山地）

2 概要

(1) 名称

北海道知床世界自然遺産条例

(2) 主なポイント（保全と適正な利用を図るための重要事項）

① 条例適用地域

遺産地域の自然環境に影響を及ぼす隣接地も含めて、保全と適正な利用を推進。

② エコツーリズムの推進

来訪者が知床の普遍的価値（生態系・生物多様性）に対する理解を深め、自然環境の保全に配慮しつつ自然と触れ合うエコツーリズムを推進。

③ 担い手の確保及び育成

自然ガイドなど、自然環境の保全及び適正な利用を推進する担い手を確保・育成。

④ 来訪者の役割

国、道、地元町、関係団体等で定めた自主ルールを遵守。

⑤ 体制の整備

道職員1名を地元（知床世界遺産センター（斜里町ウトロ））に配置。

(3) 施行日

H28. 4. 1

II 世界自然遺産・知床の日について

1 趣旨

条例の制定と併せて、知床の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値や、保全と適正利用の必要性などについて改めて考える日として、「世界自然遺産・知床の日」を設ける。

2 期日

1月30日（平成17年（遺産登録年）の知床の流水接岸日）

<理由>

知床は、北半球における流水の南限とされており、流水がもたらす恩恵を受けて多種多様な生物が生息・生育し、豊かな生態系を形づくっている。このことが高く評価されて世界自然遺産に登録されたことから、この生態系を支える「流水にちなんだ日」とする。